

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長及び副会長については、報酬を支給する。
- (2) 理事及び監事については、報酬を支給しないこととし、その職務のため理事会、評議員会及び監査に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(役員の報酬等の算定方法)

第4条 会長及び副会長に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会長 月額 20,000円
 - (2) 副会長 月額 5,000円
- 2 会長及び副会長がその職務のため理事会、評議員会及び監査に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。
- 3 会長及び副会長が職務のため出張したときは、別に定める本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び副会長に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月23日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与に関する規程第10条に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。